

(答弁書の記載例)

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

被申立人

氏 名

(名称) ㊟

代表者の役職名・氏名 ㊟

答 弁 書

埼労委平成 ◆ 年(不)第 ◆ 号 ◆ 不当労働行為救済申立
事件につき、被申立人は下記のとおり答弁する。

[◆印のところは、労働委員会から送付する調査開始通知書に記載された事件番号及び事件名を記入してください。]

記

申立人 住所(労働組合にあっては主たる事務所の所在地)
氏名(労働組合にあってはその名称)
労働組合の代表者の役職名、氏名

被申立人 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあってはその名称)
法人の代表者の役職名、氏名

1 請求する救済の内容に対する答弁

【文 例】

◎棄却を求める場合

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

◎却下を求める場合

本件申立てを却下するよう求める。(申立てが労働委員会規則第33条第1項各号に規定される却下事由のいずれかに該当するとき)

2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

[申立書の記載に対応して、申立人の主張のひとつひとつについて「認める」か、「認めない」か、あるいは「知らないか」を記載してください。申立書の記載に対して争う場合、単に「争う」とだけの記載は避けて、被申立人としての主張を積極的に明らかにしてください。]

(1) 当事者に対する答弁

【文 例】

ア 労働組合の結成については認める。その組合員数については知らない。その他の記載は認める。

イ 申立人乙野乙夫が〇〇労働組合の書記長であることは認めるが、当該組合結成に当たり中心となって活動したことは知らない。その他の記載は認める。

ウ 被申立人については認める。

(2) 本件不当労働行為に係る具体的事実に対する答弁

【文 例】

ア 労働組合に対する誹謗中傷と労働組合脱退勧奨

被申立人〇〇株式会社（以下「会社」という。）が申立人〇〇労働組合（以下「組合」という。）を誹謗中傷したり、組合からの脱退を組合員に勧めたりしたとの記載は否認する。組合員数の推移は知らない。

.....
.....
.....

イ 団体交渉の拒否

認める。被申立人〇〇株式会社が団体交渉に応じなかったのは、申立人〇〇労働組合（以下「組合」という。）の要求が多岐多項目にわたっていたため、各項目の整理、検討に時間を要したこと、年度末で会社業務が多忙であったことなどが理由であり、組合には理由を説明して団体交渉の延期を申し入れ、了解を得ていたものである。

組合が〇月〇日に団体交渉を申し入れたことは認めるが、そ

の他の記載は否認する。

組合の要求については、現在検討中であり、検討が済み次第
団体交渉を行う予定である。

.....
.....
.....

ウ 組合書記長の配転

被申立人〇〇株式会社（以下「会社」という。）本社営業部
の丙川丙郎に対し〇月〇日付けで大阪営業所への配転を命じた
こと、同人が〇〇労働組合書記長であることは認めるが、その
他の記載は争う。

会社が同人に配転を命じたのは、会社の販売計画の見直しを
行ったところ、大阪営業所の販売強化を行う必要が認められた
ため、本社営業部の経歴の長い同人を配置する必要があったか
らである。

.....
.....
.....

3 主張

【文 例】

申立人の主張(1)については、争う。

申立人の主張(2)については、〇〇〇〇の理由から不当労働行為で
はない。